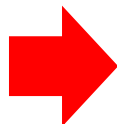


埼玉県春日部市 企業誘致奨励制度 指定要件を緩和しました！

緩和前の指定要件
敷地面積：3,000㎡以上
延床面積：1,000㎡以上
常時雇用従業員数：10人以上
(または市内に住所を有する者5人以上)

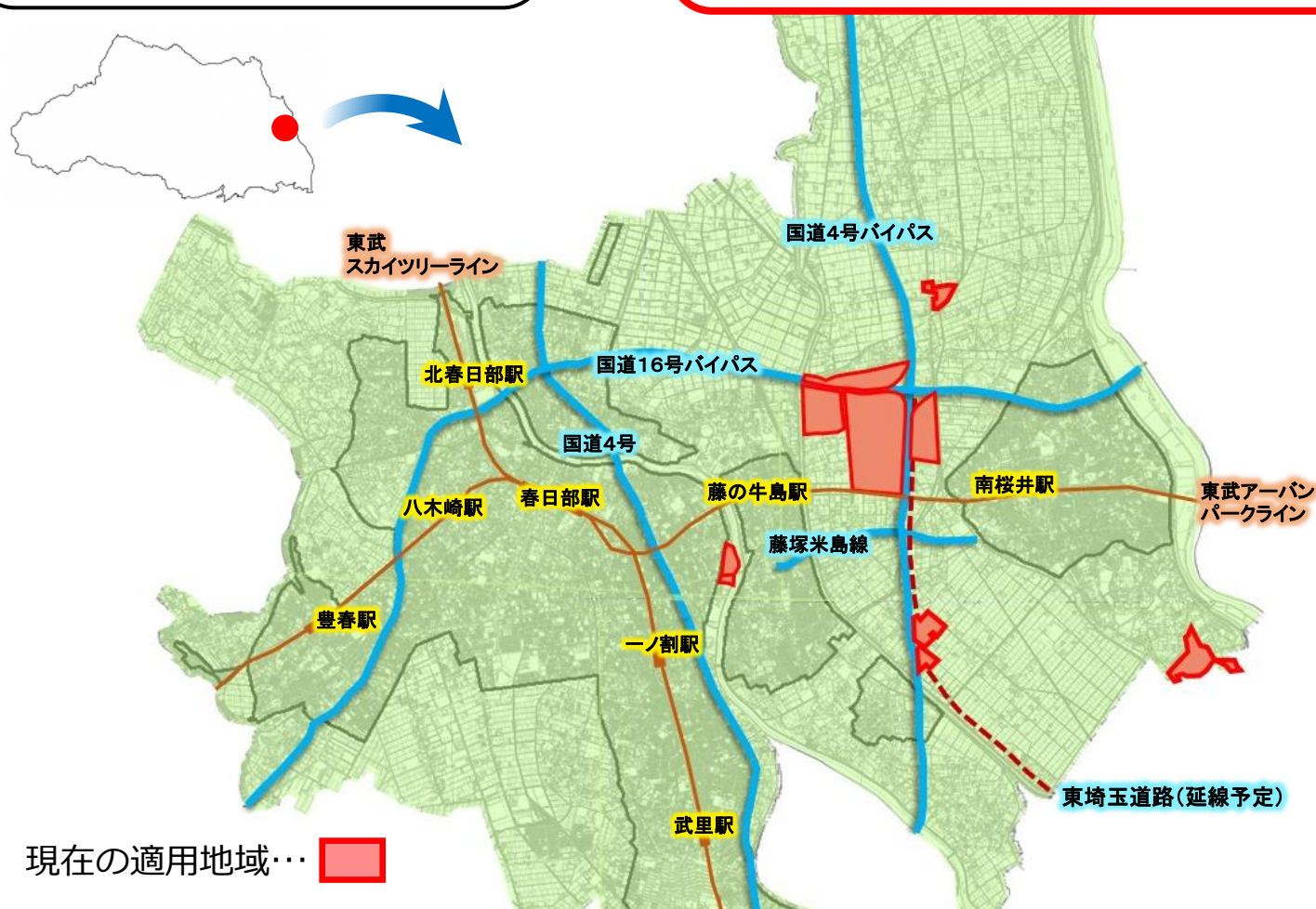
旧



緩和後の指定要件

敷地面積：**1,000㎡以上**
延床面積：**300㎡以上**
常時雇用従業員数：10人以上
(または市内に住所を有する者5人以上)

新



現在の適用地域…

＜奨励制度の内容＞

① 固定資産税相当額の奨励金交付（土地・家屋・償却資産）

納付相当額に年度ごとの割合を乗じた額を3年間交付します。

1年度目…10割、2年度目…9割、3年度目…8割

② 水道加入分担金の交付（1年度目のみ）

納付相当額の5割を交付します。

春日部市では、産業の振興及び雇用機会の拡大並びに市勢の進展を図ることを目的として、「春日部市企業誘致条例」に基づき、**奨励制度**を実施しています。

令和5年4月から**奨励制度の指定要件**を緩和し、これまで対象にならなかった事業者様にもご利用いただきやすくなりました。

奨励制度の内容

①固定資産税相当額の交付（3年間）

実際の固定資産税納付相当額に各年度の割合を乗じた額を交付します。

1年度目…10割、2年度目…9割、3年度目…8割

②水道加入分担金の交付（1年度目のみ）

実際の水道加入分担金納付相当額の5割を交付します。

奨励制度の対象

<適用地域>

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例第50条第1項第1号による土地の区域

<施設の用途>

流通業務施設（道路貨物運送業・倉庫業等の倉庫・事業所・荷捌き場など）

工業施設（建設業・製造業・情報通信業の工場・倉庫・事業所など）

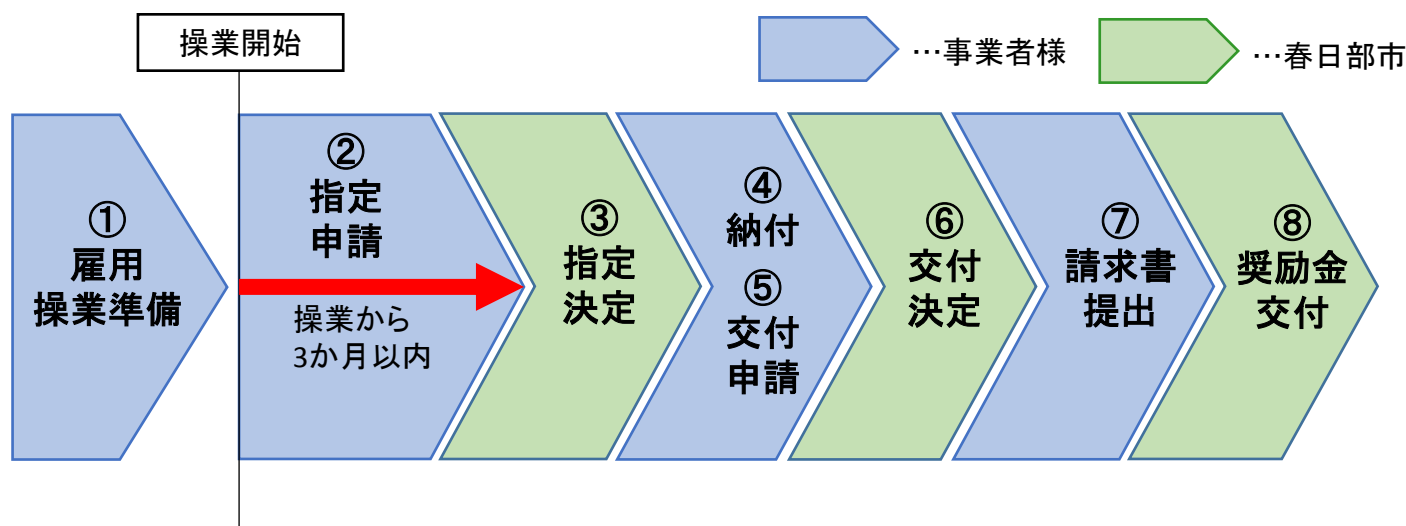
商業施設（卸売・小売業等の施設、大規模小売店舗立地法における店舗など）

<奨励制度指定要件>

敷地面積1,000㎡以上かつ延床面積300㎡以上

常時雇用従業員10人以上、または市内に住所を有する常時雇用従業員5人以上

奨励制度指定申請の流れ



※なるべく申請前に一度担当者までご相談ください。

<問い合わせ先>

春日部市役所 環境経済部 商工振興課 企業誘致担当

電話：048-736-1111（内線7757）

市公式HP

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/shokogyo/kigyoyuchiannai/index.html>

